

休止再開

条例に沿った処理か

不適切な事務処理

か決めたい」と伝えて帰ったにも関わらず休止、再開を正式な書類無しで処理をしているのではないか。

答 松本 情報防災課長

光ネットワークサービスの休止、再開届の取り扱いは12月議会での答弁のとおり、11月5日ご本人の問い合わせ訪問があった時に、正式な利用休止申込書が届く前に担当者がこれ以上本人の負担にならないようにとの思いの中で、本人直筆で捺印なしの申請書のコピーでの不適切な事務処理をしたもの。様式では捺印を頂いて受付という事になっているので、そういう意味では正式な文章は整っていない。

問 黒潮町情報処理センター設置及び管理に関する条例20条に「加入者はやむを得ない理由によって、情報サービスの利用を休止、または再開しようとする時は町長にその旨を届け出なければならぬ」とあるが、平成24年12月議会でも質問したA氏のインターネット休止、再開の件ではA氏は11月5日情報課に出向いた際、課長は出張で在席せず、「13日には対応できる」との職員の話だったので、「課長に会ってから休止するかどう

国道安全

信号機の設置を

安全対策の徹底

問 鞭の道の駅ビオスから浮津部落の間の国道56号線では集落の皆さんは信号機のない国道を横断しなければならぬ。これまでに交通事故によって多くの尊い命が失われている。国道だけでなく、町

道、県道にも学童の登下校時には押しボタン信号機をとの声も聞く。人命を守る上からも信号機の設置が必要と思うが、執行部は国、県へ要望をするか。

答 松本 情報防災課長

本年2月3日の事故を受け、2月26日に高知県警及び国土交通省と共に現場確認と今後の対策について協議を持った。現状での事故を回避する手段として、国交省は付近の路側線等の引き直し、警察署は50m東の横断歩道のラインの引き直しで歩道の存在

を明確にする。また路側帯の植樹の剪定を行い、車道と歩道の見通しを良くする事を管理者である県に要望する事を確認し、町は安全対策の啓発活動を引き続き行う。現場は一定の横断者の確認はできるものの、信号機を設置するほどの人数ではないと考えている。

たくさんあり、信号機はたくさんあると思うが、信号機は県下では年間に4〜5基程度の設置状況なので当面は関係機関で対策を取って頂き、それでも危険な状況が続くならば地元を含め協議をし、設置を含めた交通安全対策を図っていく。その場合は国、県への要望を強めていく。

国道56号線には危険な所が



信号機の設置が待たれる国道56号鞭付近